

戸田事務所便り

連絡先：〒675-0027
 兵庫県加古川市尾上町今福 365-1
 電話：079-440-3614 FAX：079-426-7949
 e-mail：todajimusyo@hera.eonet.ne.jp
 URL：<http://todajimusyo.net/>



令和7年度労働保険の年度更新について

◆期間

令和7年度の期間は6月2日(月)～7月10日(木)です。申告書は5月末頃に送付される予定ですので、そろそろ準備にかかりましょう。既に、厚生労働省ホームページにはパンフレットや解説動画などが掲載されています(確定保険料の算定に使用する計算支援ツールは更新準備中)。コールセンター(電話番号：0120-256-376)は、5月29日(木)～7月18日(金)で設置され、9時から17時まで土・日・祝日を除き対応してくれます。

◆実務における注意点

パンフレットに掲載されているチェックポイントから、主なものをピックアップします。

- ・通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む)の算入漏れはありませんか?
- ・パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか?

- ・事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか?
- ・賃金総額について、1,000円未満は切り捨てられていますか?
- ・保険料・一般拠出金額について、1円未満は切り捨てられていますか?
- ・各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか?

◆効率的に手続きをしたいなら電子申請

年度更新の書類は項目が多いため記入漏れや記入ミスが心配ですが、電子申請では入力チェック機能や自動計算機能のあるシステムで手続きを行うため、ミスを防げます。

また、前年度の情報を取り込んで書類を作成できるので作成に要する時間も短縮でき、混み合う窓口で長時間待たされることがありません。

違法の可能性も…自爆営業に要注意!

◆自爆営業とは?
 自爆営業とは、従業員が会

社の売上目標やノルマを達成するために、自腹で自社の商品を購入する行為を指します。例えば、郵便局員が年賀はがきを自腹で購入するケースや、コンビニの従業員が売れ残った商品を買取るケースが典型的です。従業員の経済的損失や精神的苦痛につながるものとして、近年問題視されています。

企業が従業員に対して売上目標やノルマを設定すること自体は違法ではありません。しかし、その達成方法や強要の度合いによっては、民法や労働関係法令上の様々な問題が生じ得ます。

◆問題となる事例

厚生労働省もこうした自爆営業等を念頭に、注意を呼びかけるリーフレット「労働者に対する商品の買取り強要等の労働関係法令上の問題点」を公表しています。ここでは、問題となる事例として以下が挙げられています。

- ・使用者としての立場を利用して、労働者に不要な商品を購入させた
- ・労働者に対して自社商品の購入を求めたが、労働者がこれを断ったため、懲戒

処分や解雇を行ったほかにも、注意が必要なケースとして以下が挙げられています。

- ・従業員ごとに売上高のノルマを設定しており、ノルマ未達成の場合には人事上の不利益取扱いを受けることを明示していたところ、ノルマ達成のため、労働者自身の判断で商品を購入した
- ・現実的に達成困難なノルマを設定し、ノルマ未達成の場合には人事上の不利益処分を行うこととしている

自爆営業は従業員に大きな負担を強いる行為です。行き過ぎたペナルティや買取り強要が生じないように、周知・管理の徹底に努めましょう。

改正労働安全衛生法が成立しました

5月8日、衆議院本会議にて、改正労働安全衛生法及び作業環境測定法が可決、成立しました。多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、下記の措置を講ずるとされています。施行日は、別に記載のあるものを除

き、令和8年4月1日です。

◆改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、個人事業者等による災害の防止を図るため、
 ① 注文者等が講ずべき措置(個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など)を定め、併せてILO第155号条約(職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約)の履行に必要な整備を行う。[一部は令和9年4月1日施行]
 ② 個人事業者等自身が講ずべき措置(安全衛生教育の受講等)や業務上災害の報告制度等を定める。[一部は令和9年1月1日、同4月1日施行]
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進[公布後3年以内に政令で定める日施行]
 ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場についても実施を義務化。
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
 ① 化学物質の譲渡等実

- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。[令和8年10月1日施行]
4. 機械等による労働災害の防止の促進等
 ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部(設計審査)や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大。
 ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。[令和8年1月1日施行]
5. 高齢者の労働災害防止の推進
 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表。